

令和6年度 第1回吹田市政策会議概要

日 時：令和6年（2024年）8月22日（木）午前11時～正午

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、大江教育長、今峰行政経営部長、
井田都市魅力部長、道場地域教育部長

所 管：【学校教育部（学務課）】

山下部長、乾次長、各務課長、森岡課長代理

案 件	吹田市奨学基金条例の廃止について
担当及び関連部局	学校教育部（学務課）
【案件概要】 国や府の制度により高校生等への修学の支援に関する施策が充足している状況・児童手当の対象が拡大されることを鑑み、今般、吹田市奨学事業を廃止します。ついては、当該事業の財源の一部である吹田市奨学基金についても、その役割を終えたため、基金設置条例である吹田市奨学基金条例を廃止しようとするもの。	
【所管部の考え方】 吹田市奨学基金（以下「基金」という。）は、本市独自の高校生等向けの奨学事業（以下「吹田市奨学事業」という。）に必要な資金に充てるための運用基金である。昭和57年（1982年）に条例設置され、設置以来、基金の運用益を吹田市奨学事業に充当してきた。吹田市奨学事業の在り方を教育委員会内で検討してきた結果、国や府などの高校生等への修学の支援に関する施策が充足しており、その役割は果たされているものと判断した。また、児童手当の対象年齢が18歳まで拡大されることを鑑み、高等学校等学習支援金支給事業を令和6年度（2024年度）末で廃止することとしている。 ついては、当該事業の財源の一部である吹田市奨学基金についても、その役割を終えたため、基金設置条例である吹田市奨学基金条例（以下「条例」という。）を令和6年度末で廃止しようとするもの。	
【質疑概要】 質問：本事業については、包括外部監査で指摘があったのではないかと。 回答：令和3年度の包括外部監査において、大阪府の奨学給付金が同様の条件で実施されていることから、その在り方について見直すようにとの参考意見があった。 質問：それらの意見を受けて教育委員会で検討を重ねた結果、本事業は役割を終えたという判断に至り、今回の児童手当の対象年齢が18歳まで拡大されるタイミングで本事業廃止を決断したということか。 回答：そのとおりである。 質問：住民税非課税世帯は、私立高校に行っても国や府からの支援を受けられるのか。 回答：受けられる。私立高校に通学している場合は、もう少し給付金の金額が高い。	

質問：今回の児童手当の12万円というのは、所得に関係なく、受給できるものか。

回答：そのとおりである。

質問：参考図表でいう下の部分、①の就学支援金と②の奨学給付金の給付内容と対象の要件などに差異があるのか。

回答：①の就学支援金は所得によって補助の割合と金額が変わる。②の奨学給付金は生活保護及び非課税世帯が対象である。

意見：10年、20年後の高校生等の人数の推移、国や府の修学に関する無償化の動きは恒久的なのか、私立高校の通学者への支援補助についてはどうなるのかなど、今後の話についても整理しておくこと。

意見：本市は高校生等への修学の支援に関する施策が不足していたころから、率先して独自制度である奨学事業を実施してきた。国や府もこの間、制度の充足に取り組んできており、また国の児童手当が拡充されたことで本市の役割は一定終わったと考え、本条例は廃止する。今後も、国府の制度が充実し、市が担うべき役割を終えた事業については見直しをし、市として必要な施策はしっかり進めてもらいたい。

【結果】

本件は承認された。会議で出た意見を踏まえて、取組を進めること。